

とらいあんぐる

平成24年度研修会を開催しました。



● 寺井会長挨拶

日 時:平成24年11月2日(金)午後2時～

場 所:徳島市 千秋閣

研修内容:土地改良区の起業戦略

研修会開催にあたり、寺井会長より「本年度におきましても、引き続き土地改良区の体制強化のため、次世代の役職員の育成を目的とした研修会や意見交換会などの活動をしていきますので、これまで同様、皆様の活発な意見交換をお願いしたいと思います。本日の研修は、「土地改良区の起業戦略」ということで、これからの土地改良区がやらなければならないこと、土地改良区の重要な役割を理解してもらうことが大切ではないかということで、

皆様方にとって実りのある研修会になるよう祈念します」と挨拶があり、続いて、徳島県農村振興課寺尾課長、水土里ネット徳島藤原常務より挨拶をいただきました。



● 寺尾課長挨拶



● 研修会の様子

● 徳島県農村振興課寺尾課長挨拶

全国初の取り組みである本「ネットワーク」も設立から3年余りが経過し、その間、会報の発行やイベントへの参加、研修会の開催など、様々な活動を活発に行っておられると伺っております。

土地改良区は地域の農業・農村を支える要であります。組合員の高齢化が進み、将来的に農地・農業用水等の資源を「いかに適切に継承するか」が大きな課題となっており、このような状況において、将来の土地改良区を担っていかれる若い世代である、本「ネットワーク」の活発な取り組みは、土地改良区の将来への希望となるものと確信しております。

本日ご講演の「土地改良区の企業戦略」は、これからの土地改良区の運営や女性の参画について、これからの皆様の活動に参考になるお話をたくさん聞かせていただけるものと思っております。

県といたしましても、今後とも、本「ネットワーク」が自立的に行われる活動や、土地改良区全体の体質強化を図るための研究・普及啓発活動がさらに大きな成果を上げますよう支援してまいりたいと考えておりますので、皆様方におかれましても、土地改良区の体制整備、ひいては、本県の農業発展のため、なお一層のご尽力をいただきますよう、お願い申し上げます。

「とくしま水土里ネット次世代ネットワーク」の更なるご発展と、お集まりの皆様方の今後ますますのご健勝、ご活躍を心から祈念いたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。

土地改良区の起業戦略

講師 山本 和子
やまもと かずこ

農業マーケティング研究所・代表取締役
コンサルタント、ジャーナリスト
前農林水産省農林水産政策研究所参与



山本和子 講師

1. 起業戦略

原発事故の影響で、農産物に対する風評被害が起きている。一応安全と言われているが、消費者はまだ安心していない。これからは西日本が、農産物の生産拠点として期待される。マーケティングで大切なことは、「売れるときに売る、売れるものを作る」ということ。西日本の農業にとって、今が売れるとき。

現在は、世界的な食糧不足状態であり、私たちの食料をどうするのかということが大きな問題になってきている。

日本が食料を輸入するということは、水を輸入するということであり、日本は世界中の水を輸入している状態。また、世界的な水の不足が問題になっている。

日本の工業力の低下により、将来ずっと食料を買い続けることが難しくなっている。

日本では、遊休農地増加が問題になっているが、世界的には農地の不足が問題になっており、日本の農地が外国に買われているところもある。

農家は後継者不足が問題になって減少しているが、食料の需要は低下していない。そのため、農業で儲けるチャンスもある。これからの農家の後継者は、地縁、血縁のみでは難しい。ポラバイトなど一般公募で期間限定のパート労働者を雇うなどの手も考え、土地を借りて、人を雇って大規模な農業をすることなど。



講演会の様子

2. エネルギー

現在の世界の3大課題は、「水」「食料」「エネルギー」。土地改良区は、これら3つ全てに関わっていくことが出来る。小水力発電は土地改良区に有利ではないか。出来るだけ早く取り組み、時代の変化に対応すべきであろう。

3. 土地改良区に女性

土地改良区の職員に女性はいるが、女性部は出来ないか。理事・組合員は土地を持っているという制約があるが、何らかのルールで女性部を作ることは可能と思う。

農家の営農支援のカギは女性が握っており、農村女性起業家の元気がいい。

加工、直売、農村レストラン等、女性がやると成功している。

4. 広報戦略

土地改良区は外に情報発信してきたか。土地改良区はさまざまなイベント実施しているようなので、マスコミを呼ぶ。たとえば学校と一緒にイベントをするときは必ず地方新聞を呼び、土地改良区の役割を発信すること。国民の理解が必要な時代である。

土地改良区役職員研修会の開催

徳島県と水土里ネット徳島は、平成24年11月と12月に、県内を4ブロックに分けて土地改良区の役職員を対象とした研修会を開催し、次世代ネットワーク会員も多数参加しました。

会員の皆様の参考としてその研修内容の一部を次のとおり紹介します。



◇これからの土地改良区のあり方

講師:全国水土里ネット 茂木吉成氏

地域社会、地域政策と共存した活動の取り組み

- ◆土地改良区は、土地改良事業の実施を目的として土地改良法に基づいて設立された公共法人で、「農地」や「水」を農業生産や農村生活に有効に活用するため、必然的に組織された団体である。
- ◆これまで、農業生産基盤の着実な整備や土地改良施設の管理に努めてきたが、今後は、農業経営や生産対策への積極的な関与に加え、美しい農村環境の継承など、農業農村の持つ多面的機能の発揮に向け、地域社会と連携した地域づくりに主体的に参加していくことが期待されている。
- ◆地域において、土地改良事業（維持管理を含む）を進めていくには、技術面や資金面などを含めた利害調整を要することが多いため地縁的な性格が強く求められること、また、円滑に調整機能を果たしていくには、その領域や内容も広範・多岐に亘るため、地域住民や農業用水施設、地域資源の利用・管理に関わる情報の保有や関わりが数多くならざるを得ないことから、必然的に、その存在は、地域社会におけるあらゆる活動の中心とならざるを得ない。
- ◆一方、農政は、国際化に対応していくために大きく方向を転換しようとしており、また、国内では農村社会は過疎化、少子高齢化、人口の減少化の時代に入り、さらに、土地改良施設の多くが老朽化、更新時期を迎えるなど、我が国農業の将来を左右する課題が山積しており、これらに、どのように対応していくかが問われている。
- ◆こうした農業農村を取り巻く環境の変化が激しく、かつ、厳しい情勢の下にあって、農業農村が果たすべき責務に適切に対応していく上での土地改良区の役割と、期待は以前にも増して大きく、地域農業の発展と農村の振興がより加速化される中で、その対応をめぐって、いま重大な転機を迎えている。
- ◆そこで、時代の変化や趨勢に対する認識を共通にした上で、課せられた責務を果たし、その存在を内外にアピールしていくために、次のテーマについて、どのような行動が必要か、そのために何をすべきかについて考えることが必要である。



① 管理体制の再編の方策

地域の農地や農業用水施設を適切に管理（運営を含む）していくために、何をすべきか

② 組織強化の方策

土地改良区組織を充実強化していくために何をすべきか

③ 地域連携の方策

地域社会、地域政策と共存していくために何をすべきか

④ 地域活性化の方策

地域を活性化していくために何をすべきか



(茂木吉成講師の資料より)

◇小水力発電等の再生可能エネルギーと土地改良区

講師：徳島再生可能エネルギー協議会 羽里信和氏

土地改良区が小水力発電を行うためには

実施箇所を捜すこと

- (1) 落差と水量が発電に適切であること

法的規制をクリアすること

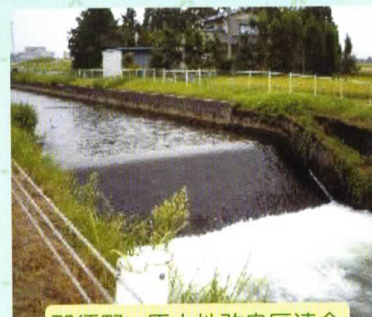
- (2) 河川法（許可申請）
- (3) 電気関係法（設備認定、電力系統連携協議）
- (4) 土地改良法他（非灌漑期水利権）

利害関係者との調整

- (5) 水利権者
- (6) 漁業権者

予算を確保すること

- (7) 補助事業を捜すこと
- (8) 改良区負担分を工面すること
- (9) 定款の改正を行う



那須野ヶ原土地改良区連合



手取川七ヶ用水土地改良区

① 灌漑不能区間が生じない

- 発電機を入れると、減水が生じ、それを元に戻すまでに取水がある場所など灌漑不能区間が出る場合は不適。
- 農業に影響が無いことが求められる。
- 高低差がある水路が望ましい。上段から下段に送るところとか5m以上の遊休的な高低差があると有望
- 余剰水を谷に落としているところなど、少量でもパイプで引いて高低差を生かせないか。

② 土地改良施設に活用できること

- 土地改良区には、施設等で使用量以上の発電をしないこと。=売電専門の発電事業者になることは認められていません。
- ゲート、ポンプ、取水施設管理、事務所などたくさんの電気を使用する。

賦課金の低減

- 農業用のダムや用水路等の有する水力エネルギーを有効活用するため、土地改良区が設置する小水力発電施設で発電した余剰電力(*1)を電気事業者に売電した収入について、土地改良区が管理する土地改良施設全体の維持管理費に充当できるように見直しを行いました。

【従来の取扱い】

- (ア) 発電施設の運転経費
- (イ) 発電施設との共用部分の水路・取水堰等の維持管理費

【今回の見直し内容】

- 上記の2つに加え、以下の範囲に充当可能になりました。
- (ウ) 土地改良区が管理する土地改良施設全体の維持管理費
 - *1: 自家消費(*2)のために使用した残りの電力
 - *2: 土地改良施設の操作等に必要電力

③ 農業用水の管理者としての役割

- 水系の水の、最も大きな管理者としての土地改良区には、自然環境の維持の責任とともに、水の活用としての「発電による社会貢献」が期待されている。
- 農業用水は、取水から最終放流まで、様々な地形のところを通っている。地球10周分にもなる。発電できそうな遊休的な落差のところはあるかもしれない。

④ 売電を主目的の事業はできない

- ✕ 儲けることだけ考えてはいけない
- ✕ 「必要額」以上の電力を発電し、売電を行った場合は、国庫に返還になる。
- ◎ この「必要額」については、複式簿記に移行した場合には、減価償却費、建設改良積立金、災害準備積立金を計上できる

つまり公営企業のように「複式簿記」に移行すれば、収益金を積立金等として計上することができ、国庫返納を避けることができる。

⑤ いったい幾らくらいできる？

- KW当たり100万円と言われているが、それではちょっと無理(実績200万、目標150万)
- 費用は太陽光発電の倍以上
- 24時間発電するので4倍以上の効率
- 土木工事の費用が大きいので、できるだけ土木工事が必要ない場所が効率がいい。
- 高落差の発電が効率がいい
- 水路投入式が相対的に安価である
- 最適なタイプの発電装置を選定する

発行



とくしま水と土ネットワーク

とくしま水と土ネットワーク 事務局

徳島市伊月町1丁目32番地 徳島県土地改良事業団体連合会内

電話:088-626-3211 FAX:088-655-3399

Mail-address jisedainet@tokudoren.or.jp